

平成 28 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業)）

「我が国の貧困の状況に関する調査分析研究」

分担研究報告書

社会的排除、相対的剥奪への支援施策展開に関する理論的考察

研究分担者 藤間公太（国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部）

要旨

目的：本研究の目的は、社会的排除や相対的剥奪という社会問題に対し、公的支援施策を整備、展開する上での理論的視角を提供することである。

方法：社会哲学や社会学、社会福祉学の領域を中心とした文献レビューを行い、それらにおける議論を踏まえた理論的考察を行う。

結果：社会的排除と相対的剥奪は重なり合う部分もあるが、厳密には前者が動態的概念、後者が静態的概念という違いがある。いずれにせよ、先行研究においてこれらが問題化されるのは、第1に、特定の層が社会から「リスク化」されること、第2に、これらの問題を放置することが将来的には社会の損失につながるということ、2つの理由による。

考察：日本における社会的排除や剥奪の背後には、「作られた不平等」、つまり、社会制度の不備によってもたらされた問題がある。現状の社会的排除や相対的剥奪という問題に対して十分対応できていないことには、家族から生活保障機能が提供されることが自明視できなくなったことが関係している。こうしたなかで、社会的排除、相対的剥奪に対する支援施策を行うことについての社会的合意を形成していくには、社会的に排除されていたり、相対的に剥奪されている人々の状況、およびそこにいたるプロセスを客観的に調査するとともに、結果を市民に対して説得的にアピールすることが必須であろう。

結論：家族主義や自己責任論が根強い今日の日本社会においては、公的調査による現状の把握、結果の国際比較による日本の文脈の独自性の解明、社会的排除、相対的剥奪状態に至る過程の検討、支援施策の整備、展開による将来社会への影響の推計を行い、対策の重要性を説得的に社会に示すことが重要である。ただし、主観の問題をクリアできたわけではない。階層別に相対的剥奪状態の定義を区分した上で、公的支援の妥当性を考えることも今後は必要になるかもしれない。

ることである。

A 研究の目的

本研究の目的は、社会的排除や相対的剥奪という社会問題に対し、公的支援施策を整備、展開する上での理論的視角を提供す

近年、社会的排除や相対的剥奪という言葉が徐々に認識されつつある。そのように新たな社会問題が認識されるということは、これまで用いられてきた社会管理の方法が、

もはや時代に適しなくなっていることを示している(ロザンバロン 2006: 2)。実際、日本においても2014年1月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、2015年4月には「生活困窮者自立支援法」が施行されるなど、時代の要請にあわせた新たな制度が整備されつつある。

他方で、生活保護制度の黎明期以来、日本においては貧困状態にあたり、社会的に排除されていたり、相対的に剥奪状態にあたりする個人の自己責任を問題化し、家族扶養による状態の改善を主張する風潮は根強い(相澤ほか編 2016)。この背景には、一億総中流(国民総中流)時代に確立された「日本社会は平等である」という幻想や、社会保障費抑制を主張する近年の議論の影響があると考えられる。すなわち、「平等な日本社会においてうまくいかなかったのは本人やそれを支える家族の責任であり、そのような人びとを助けるのに公的支出を使う必要はない」との考えが多くの人に浸透していると予想される。

こうした状況下で政策を整備し、公的に社会的排除や相対的剥奪にアプローチし、効果的な支援策を講じていく上では、そもそもなぜそうしたアプローチが求められるのか、そのアプローチを実現するにはどういった視点が必要なのかについて整理しておく必要がある。以下ではまず、先行研究を整理し、貧困、社会的排除、相対的剥奪という3つの概念を整理した上で、それらがいかなる論理で問題化されているのかを概観する(C)。その上で、社会的排除、剥奪状態にある人々への公的支援を展開する上での論点を提示する(D)。

B 研究の方法

先述の通り本稿は理論的検討を目的としているため、国内の先行研究のレビューを行った。検索は、CiNii Articles を用い、「排除」、「剥奪」、「格差」、「貧困」といったキーワードを用いて行った。書籍については、Amazon.co.jp 上で、同様のキーワードを用いるとともに、先行研究で引用されている回数が多いものを中心に渉猟した。なかでも、特にこのテーマについて思考実験を蓄積してきた、社会哲学や社会学、社会福祉学の議論を中心に渉猟した。

C 結果

(1) 概念整理

まず、簡単な概念整理を行っておこう。第1に、貧困と社会的排除はどのように異なるのか。貧困とは、生活水準を保つための資源、特に経済的資源の欠如(≒所得が低いこと)を表す概念であるが、社会的排除とは、社会における人と人との関係、人と社会との関係に関する概念であり、「社会から追い出されること」を指す概念である(阿部2011: 4-5)。

とはいえ、経済的資源以外に目を向けるという点は相対的剥奪も同様である。それでは第2に、相対的剥奪と社会的排除とはどのように異なる概念なのか。図表1は、バーンズ(2005)を参考にした福原(2007)による概念整理からは、相対的剥奪、社会的排除という概念間の関係について、以下の2点が示唆される。1つ目は、相対的剥奪はその一時点での状態を測る静的概念であるのに対して、社会的排除は多次元的な要因によって引き起こされる「状態」とともに、そこに至る「過程」に着目した概念で

あることだ。2つ目は、社会的排除は分配の側面に加えて関係の側面を重視しており、その対象は個人や世帯のみならず、コミュニティや社会全体にまで広がるものであるということだ（福原 2007: 14-5）。

以上をまとめると、経済的資源以外のさ

まざまな面での欠如を考慮に入れる点で、社会的排除と相対的剥奪は貧困から区別され、さらに、一時点での静態的な状態ではなく、その状態が多次元的な要因によって引き起こされる過程に着目する点で、社会的排除は相対的剥奪から区別される。

図表 1 貧困、剥奪、社会的排除、それぞれの概念特性の比較

| | 貧困 | 剥奪 | 社会的排除 |
|--------------------|-------------------|---|--|
| 要因とその特徴 | ・生存のための基礎的なニーズの欠如 | ・生存のための基礎的なニーズの欠如 ・標準的な生活のための物質的資源の剥奪（物質的剥奪と社会的剥奪） | ・生存のための基礎的なニーズの欠如 ・標準的な生活のための物質的資源の剥奪（物質的剥奪と社会的剥奪） ・社会的な参加、つながりの欠如 |
| | ・一次元の要因 | ・多次元の要因 | ・多次元の要因 |
| | ・分配の側面 | ・分配の側面 | ・分配の側面 ・関係の側面 |
| 観 分 析 点 の | ・静態的 | ・静態的 | ・動態的 |
| 対 象 | ・個人、世帯 | ・個人、世帯 | ・個人、世帯 ・コミュニティ、社会 |

出典) 福原 (2007: 15)

福原によると、社会的排除にいたる多次元的な諸要因の作用は、『「排除された人びと』においては、社会的孤立、自尊心や動機づけの低下など否定的アイデンティティを形成させることになる」。社会的排除、およびそれに対する学術的アプローチの特徴は、(1) 前出図表 1 の概念上の差異、(2) そうした諸要因の組み合わせに焦点を当てること、(3) 種々の社会的排除を引き起こす、失業や仕事の不安定さといった労働市場への統合の質を核としていること、(4) 雇用、住

宅、医療や教育といった基本的権利へのアクセス権の有無のみならず、それらにおいて提供されるサービスの質にも着目すること、(5) 社会的排除過程の長期性を認識することが要請されること、(6) 個人がおかれた社会の状況に左右される相対的な概念を対象とすること、(7) きわめて政策志向的であることに認められる（福原 2007: 15-7）。社会的排除とは、本来あるべきとされる社会的活動への「参加」の欠如が、複合的な不利の中に生じるものであり（岩田 2008）、それゆえ EU をはじめ、社会統合を目指す政策

が推進される際に、そのプロセスが問題となるのである。

ただし、このことは社会的排除が相対的剥奪より分析概念として優れていることを必ずしも意味しない。社会的排除は包括的な概念ゆえに、何をもって個人が社会的に排除されているとするのかを客観的には定義しづらい。たとえば、客観的には何ら問題なく暮らしている人が「自分は社会的に排除されている」と感じているケースに対し、公的に支援を提供することは妥当なのか。これは、政策科学にとってはかなりの難題である。とりわけ、社会保障費の抑制が叫ばれている今日の日本社会においてはなおさらであろう。関連して、「社会的に排除されている状態がさらなる社会的排除に結びつくプロセスになる」ととらえた場合、「結果の平等に結びつくまで支援せよ」という主張になるのかどうかという論点もある。この点、相対的剥奪という概念は、一時点での当該社会の状況に照らして個人の状態を測定するため、その時点においていかなる状況にある個人に公的支援を投入するかという、政策を行うための指標としてはより使いやすいとはいえるかもしれない²⁷。

(2) 何が問題なのか？

では、社会的排除や相対的剥奪は、いかなる論理で問題化されるのだろうか。政治哲学の領域では、社会的承認の形成、人々の「自由への権利」の担保、国境を越えた正義といった観点から、社会的排除や相対的剥

奪は解決されるべきとされてきた(セン・後藤 2008; ポッグ 2010; ポーガム 2016; 藤野 2016)。社会福祉学や社会政策学では「社会的に容認できないもの」とかなり強い定義が与えられている場合もある(岩田 2008; 阿部 2008)。とはいえ、仮に排除や剥奪を「社会的に容認できないもの」とするにしても、その根拠が問われることは避けられないはずである。新自由主義的な思想のもと、学歴や職歴の達成が自己責任であるという認識が強い日本社会においてはなおさらであろう。

第1に、社会的排除や剥奪状態にある人たちが、誤認にもとづき「リスク化」されるためである。たとえば、非行、犯罪行為に手を染めた少年に、ひとり親家庭出身者が多いという調査結果があるが(内閣府「第4回非行原因に関する総合的研究調査」平成22年3月実施)、このデータはしばしば「ひとり親家庭で育つ子どもは危ない」という解釈を呼びがちである。しかしながら、実際には非行行動に経済的事情が強く関係していること(ウィリス 1996; ホワイト 2000; ヤング 2007)、そもそも離婚に社会経済的要因が絡んでいること(余田 2014)に鑑みれば、階層間格差やその際生産のメカニズムなど、さまざまな要因が絡み合った結果として解釈の方が妥当である。こうした事実が社会的に認識されておらず、特定の層が「リスク」とみなされることは、それらの人々の社会的排除や剥奪状態をより深刻なものにし

²⁷ とはいえ、1999年にイギリスの Office of National Statistics が実施した Poverty and Social Exclusion Survey や、阿部(2007)など、社会的排除を客観的に測定しようとする試みもある。逆に、客観的にみて相対的剥奪状態にあることが、個人の主観にどのように影響するかという研究も

存在している(石田 2015; 黒川 2016)。この点に鑑みると、社会的排除と相対的剥奪を分かつのは、主観的か客観的かという軸よりも、動的か静的かという軸であると捉えるべきかもしれない。

かねない。

第2に、現時点での社会的排除、剥奪を放置することが、将来的に社会の損失となりうるためである。これは特に、子どもの貧困対策に関する文脈で語られることが多い（阿部 2008, 2014; 日本財団子どもの貧困対策チーム 2016）。実際に、アメリカでは、幼少期の貧困対策が将来の社会的支出を抑えるのみならず、むしろ税収を増やしさえする可能性がすでに明らかにされている。日本においても、子どもの貧困を放置することで、①大卒者が半減し、中卒者が4倍増になること、②非正社員や無業者が1割増加すること、③1人あたりの生涯所得が1400万円減少すること、④1人あたりの財政収入が600万円減少すること、⑤所得が40兆円超、財政収入が16兆円失われること、という損失があるという推計がなされている（日本財団子どもの貧困対策チーム 2016）。

D 考察

以上のように、ニーズを抱えた層が誤解にもとづき「リスク化」されることによる不平等の拡大と、将来的な社会損失という観点から、先述の通り、日本社会においては平等幻想のもとで自己責任を問う論調が強くなり、ある特定のニーズに対して公的給付を行うことへの合意が形成されづらい。たとえば、日本の生活保護受給率は世界的に見ても低いにもかかわらず、受給者に対するバッシングが強いことにも、そのことは表れているだろう。

しかしながら、ボワイエが明らかにしたように、日本における社会的排除や剥奪の背後には、「作られた不平等」、つまり、社会

制度の不備によってもたらされた問題がある。少なくとも個人の自己責任が問えるのは、「競争の構造的条件となる制度的枠組みが（少なくとも）最低限には公平」である場合のみである（ポッゲ 2010: 38）。

現状に制度が追いつかなくなった背景としては、時代とともに人々の生活、特に家族のありようが大きく変わったことが指摘できよう。日本の福祉制度は、家族主義、すなわち家族によって人々のニーズが充足されることを前提に設計されている。そこで想定されるのは、異性のカップルが初婚を継続するなかで子どもを設ける家族であり、正規雇用されている成員が職場から得る給与や企業福祉で経済的ニーズが充足されること、子育てや老親介護といったケア機能が家族のなかで提供されることである。しかしながら、生涯未婚率が約25%であること、婚姻数に対する離婚数が3割強であること、結婚しても子どもを持たないDINKSも約3割いることに鑑みると、制度が前提としているような家族生活を送る人はもはや社会の半数以下であると推定される。このように人々の家族生活が多様化した結果、現行の制度がそれにそぐわなくなってきたということであろう。

こうしたなかで、社会的排除、相対的剥奪に対する支援施策を行うことについての社会的合意を形成していくには、社会的に排除されていたり、相対的に剥奪されている人々の状況、およびそこにいたるプロセスを客観的に調査するとともに、結果を市民に対して説得的にアピールすることが必須であろう。それとともに、公的給付を行うこと、特に子どもに対するそれが将来の社会にとってメリットになることを示すことも

有効であると考えられる（阿部 2008, 2014; 日本財団子どもの貧困対策チーム 2016）。先述の通り、アメリカでは、幼少期の貧困対策が将来の社会的支出を抑えるのみならず、むしろ増やしさえすることがすでに明らかにされている。これに対し、日本において、相対的剥奪や社会的排除の実態に関する公的調査は端緒についたばかりであり、日本社会の文脈に即した指標の設計や、継続的な調査の実施が必要とされるだろう。政策科学、社会科学に求められるのは、(1) まず、相対的剥奪概念を用いて、ある時代の特定の社会における個人の状況を客観的に評価し、(2) 次に、その状況に至るプロセスを明らかにし、(3) 最後に、そうした人々に公的給付を行うことが、将来の社会にどのような影響を及ぼすのかについての説得的な推計を行うことであると考えられる。

E 結論

家族、親族による生活保障が絶対視でなくなったにもかかわらず、特定のニーズに対して公的給付を行うことに対する人々の抵抗感は根強い。本稿の結論としては、公的調査による現状の把握、結果の国際比較による日本の文脈の独自性の解明、社会的排除、相対的剥奪状態に至る過程の検討、支援施策の整備、展開による将来社会への影響の推計を行い、対策の重要性を説得的に社会に示すことが重要である、ということになる。

ただし、主観の問題をクリアできたわけではない。準拠集団や社会の状況によって、自分のおかれた環境に対する個人の評価は異なる。たとえば、高い階層に属する人が、その階層のなかでは自分が恵まれていない

と感じていることは、社会全体としてみれば剥奪にあたらない。それゆえ、彼らに対し公的支援を与えることには社会的合意は得られないだろう。しかしながら、主観的に「剥奪されている」と感じる強いストレスを個人に与え、そのことが健康への悪影響という経路をたどって、結果的に社会的にみても剥奪されていると認められる状況にその人が陥る可能性もある。階層別に相対的剥奪状態の定義を区分した上で、公的支援の妥当性を考えることも今後は必要になるかもしれない。

参考文献

- 阿部彩、2007、「日本における社会的排除の実態とその要因」『季刊社会保障研究』43(1): 27-40。
- 、2008、『子どもの貧困——日本の不公平を考える』岩波書店。
- 、2014、『子どもの貧困 II——解決策を考える』岩波書店。
- 相澤真一・土屋敦・小山裕・開田奈穂美・元森絵里子、2016、『子どもと貧困の戦後史』青弓社。
- ボワイエ, R (山田鋭夫監修、横田宏樹訳)、2016、『作られた不平等——日本、中国、アメリカ、そしてヨーロッパ』藤原書店。
- バーン, D (深井英喜・梶村泰久訳)、2010、『社会的排除とは何か』こぶし書房。
- 藤野寛、2016、『「承認」の哲学——他者に認められるとはどういうことか』青土社。
- 福原宏幸、2007、「社会的排除／包摂論の現在と展望」福原宏幸編著『社会的排除／包摂と社会政策』法律文化社、11-39。
- 石田淳、2015、『相対的剥奪の社会学——不平等と意識のパラドックス』東京大学

- 出版会。
- 岩田正美、2008、『社会的排除——参加の欠如・不確かな帰属』有斐閣。
- 黒川すみれ、2016、「社会不公平感の形成における収入比較メカニズム——相対的剥奪指数を用いた分析から」『年報社会学論集』29: 68-79。
- 日本財団子どもの貧困対策チーム、2016、『子どもの貧困が日本を滅ぼす——社会的損失 40 億円の損失』文藝春秋。
- ポグゲ, T (立岩真也監訳)、2010、『なぜ遠くの貧しい人への義務があるのか——世界的貧困と人権』生活書院。
- ポーガム, S (川野英二・中條健志訳)、2016、『貧困の基本形態——社会的紐帯の社会学』ウィリス, ポール・E (熊沢誠・山田潤訳)、1996、『ハマータウンの野郎ども』筑摩書房。
- ヤング, J (青木秀男ほか訳)、2007、『社会的排除——後期近代における犯罪・雇用・差異』洛北出版。
- 会学』新泉社。
- ロザンバロン, P (北垣徹訳)、2006、『連帯のあたなる哲学——福祉国家再考』勁草書房。
- セン, A・後藤玲子、2008、『福祉と正義』東京大学出版会。
- 志賀信夫、2016、『貧困理論の再検討』法律文化社。
- 園田恭一・西村昌記編著、2008、『ソーシャル・インクルージョンの社会福祉——新しい〈つながり〉を求めて』ミネルヴァ書房。
- ホワイト, ウィリアム・F (奥田道大・有里典三訳、2000、『ストリート・コーナー・ソサイエティ』有斐閣。
- 余田翔平、2012、「子ども期の家族構造と教育達成格差——二人親世帯／母子世帯／父子世帯の比較」『家族社会学研究』24(1): 60-71。
- 、2014、「再婚からみるライフコースの変容」『家族社会学研究』26(2):139-50。

F 健康危険情報

特に記載すべき点はない。

G 研究発表

なし

H 知的財産権の出願・登録状況

なし